

## 介護予防サービス（要支援1・2）

### 介護予防訪問入浴介護

- ・ 疾病その他やむを得ない理由がある場合に、家庭に浴槽を積んだ入浴車などで訪問してもらい、入浴の介助が受けられます。

### 介護予防訪問看護

- ・ 主治医に療養上の世話や医師の指示の下に行う診療の補助が必要と認められた人が、看護師等に家庭を訪問してもらい、介護予防を目的とした看護を受けられます。

### 介護予防訪問リハビリテーション

- ・ 主治医に心身の機能の維持回復等のため必要と認められた人が、理学療法士等に家庭を訪問してもらい、介護予防を目的とした理学療法、作業療法、その他の必要なリハビリテーションを受けられます。

### 介護予防居宅療養管理指導

- ・ 医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士などに家庭を訪問してもらい、介護予防を目的とした療養上の管理や指導が受けられます。

### 介護予防通所リハビリテーション<デイケア>

- ・ 主治医に必要と認められた人が、介護老人保健施設・病院・診療所等で、心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるために行われるリハビリテーションを日帰りで行われます。また、目標に合わせた選択的サービス（運動器機能の向上、栄養改善、口腔機能の向上）も利用できます。

### 介護予防短期入所生活介護<ショートステイ>

- ・ 特別養護老人ホーム等の施設や老人短期入所施設に短期間入所して、介護予防を目的とした食事・入浴・排せつなどの介護やその他の必要な日常生活上の支援および機能訓練などが受けられます。

### 介護予防短期入所療養介護（介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院等）<医療型ショートステイ>

- ・ 介護老人保健施設や介護療養型医療施設等に短期間入所して、介護予防を目的とした看護その他の必要な医療と日常生活上の世話が受けられます。

### 介護予防特定施設入居者生活介護<有料老人ホーム>

- ・ 有料老人ホーム等に入居して、介護予防を目的として食事・入浴・排せつなどの介護やその他の必要な日常生活上の支援および機能訓練などが受けられます。

### 介護予防福祉用具貸与

- ・ 福祉用具のうち、介護予防に役立つものについて貸与が受けられます。

### 介護予防福祉用具購入費の支給

- ・ 入浴や排せつなどに使用する福祉用具のうち介護予防に役立つ用具を購入した時、購入費の9割相当額が支給されます（※福祉用具購入費の支給限度額は、同一年度で原則10万円です）。

### 介護予防住宅改修費支給

- ・ 介護予防に役立つ、手すりの取り付けや段差解消などの住宅改修をした時、住宅改修費が支給されます（※住宅改修費の支給限度額は、同一の住宅で原則20万円です）。